

(広報資料)



令和5年5月19日
京都市保健福祉局

介護ケア推進課(075-213-5871)

障害保健福祉推進室(075-222-4161)


令和5年度市民後見人養成講座 ガイダンス（事前説明会）の開催について

認知症や知的・精神障害等によって、判断能力が十分でない方の権利を擁護する成年後見制度は、高齢化の進行等により年々利用者の増加により、弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門職だけでは、増加する需要に対応できなくなることが危惧されています。

このため、京都市では、平成24年度から成年後見支援センターにおいて、市民が社会貢献活動の一環として成年後見制度を必要とする方を支える市民後見人を養成するための講座を開講しています。

この度、市民後見人養成講座の開講に係るガイダンスを、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

- 1 開催日時** 令和5年7月15日（土）午後2時～4時40分（動画配信あり）
※ 《動画配信期間》7月28日（金）午前9時～8月18日（金）午後5時
※ 会場あるいは動画視聴のいずれかに参加することが可能です。
- 2 開催場所** ひと・まち交流館 京都 3階 第4・5会議室
(住所：〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1)
- 3 内 容** 市民後見人の役割・意義についての講演や、市民後見人の活動紹介、養成講座の内容・募集方法について
- 4 参加費** 無料
- 5 参加方法** 事前申込制
令和5年6月1日（木）から各区役所・支所健康福祉部健康長寿推進課等で配布する案内チラシに必要事項を記載し、下記6の申込先まで電話・FAX・持参のいずれかの方法でお申し込みください。
動画視聴希望の方は、下記URL又は二次元コードを読み取っていただく方法でもお申し込みいただけます。
【URL】<https://forms.gle/amVgtkGXh2VH3zTe7>

- 6 申込先** 京都市成年後見支援センター
(TEL: 075-354-8815 / FAX: 075-354-8742)
(〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1
「ひと・まち交流館 京都」 4階(京都市長寿すこやかセンター 内))
(受付: 午前9時～午後5時)
※休所日: 第3火曜日(祝日の場合は翌日)及び年末年始(12月29日～1月4日)

<参考：市民後見人養成講座について>

1 講座概要

令和5年9月15日(金)から令和6年2月2日(金)まで、約55時間にわたり、市民後見人になるために必要な法律等の知識や活動する際に必要となる実務的な技術を修得することを目的としています。詳しくは、別紙「令和5年度市民後見人養成講座概要」を御覧ください。

2 応募要件

次の条件を全て満たし、「受講者募集ガイダンス」に参加することができる方とします(ガイダンス受講者に、当日申込用紙を配付します。)

【条件】

- ・年齢25歳以上70歳未満(令和5年4月1日現在)
- ・京都市内に在住していること
(市外在住で市内の事業所等に勤務されている方は対象となりません。)
- ・成年後見制度及び高齢者や障害のある方に対する福祉活動に理解と熱意があること
- ・全ての講座に参加できること
- ・講座修了後、市民後見人として活動できること
- ・民法第847条に定める、次の後見人の欠格事由に該当していないこと
 - ア 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - イ 破産者
 - ウ 行方の知れない者
- ・専門資格(弁護士・司法書士・社会福祉士・税理士・行政書士・社会保険労務士等)を生かして、業として成年後見人等を受任していない、又は予定していないこと

3 受講申込について

ガイダンスで配付する受講申込書に必要事項を記入のうえ、作文を添付して応募期間内に提出先まで郵送又は持参してください。

ア 提出書類

(ア) 市民後見人養成講座 受講申込書

(イ) 作文

- ・1200字以上1600字未満(400字詰原稿用紙3~4枚)
- ・テーマ:「私が市民後見人を目指す理由」

イ 応募期間 令和5年7月15日(土)~令和5年8月25日(金)

当日消印有効/持参の場合は午後5時まで受付

ウ 申込先 京都市成年後見支援センター

(〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1
「ひと・まち交流館 京都」 4階(京都市長寿すこやかセンター 内))

エ 受講定員 30名程度

オ 受講料 無料

カ 選考方法 提出いただいた受講申込書及び作文を審査し、受講者を決定します。